



2017年9月15日
第613号

1部10円(組合員は組合費を含む)
郵便振替00960-7-117274

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)
発行人 大橋 裕子
連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

講師雇用継続団交 府労委救済申立て

16年事件は命令待ち、17年事件は不当解雇が焦点に

組合が、2016年8月に行った16年度講師雇用継続団交の不当労働行為救済申立ては、8月18日に最終陳述を行い、あとは命令を待つだけとなりました。

2015年3月の最高裁決定(府・府教委による講師雇用継続団交拒否は違法)を受けて再開された16年度講師雇用継続団交で、府・府教委は「辞令交付の前に組合員の雇

用について、組合へ回答はできない」としてきました。しかし、辞令交付を待っている組合員の雇用は確保できません。先日も、市町村で働く非常勤講師から未だに辞令交付がなされていないが、請求してもよいものか、との問い合わせがありました。府・府教委がこだわる辞令交付はまやかしかつては明らかです。

岸和田支援学校非常勤看護師の解雇の不当性が明らかに

また、17年度講師雇用継続団交は、現在、第3回調査を終えました。岸和田支援学校を不当解雇された非常勤看護師組合員の件が、争点として注目されています。調査の中で府・府教委は、任用にあたって一年ごとに新たな登録が必要だとしながら、昨年度の登録は3月31日まで有効である

から、組合員たちの登録が今までと同様に行われなかったことは不利ではない、と理解不能な主張をしています。解雇は労働者の生活に大きな損失を与え、納得できる理由が回答されない限り問題は終わりません。

組合は、解雇された組合員とともに府労委で追及を続けていきます。酒井さと(書記長)

地公法、地方自治法改定 非正規公務員の待遇はどう変わる? ~なくそう!官製ワーキングプア第5回大阪集会に参加を!~

9月23日(土・祝)、エルおおさか南館5階ホールにて、「なくそう!官製ワーキングプア第5回大阪集会」が開催されます。

今年5月、地公法および地方自治法が改定され、2020年4月の施行が予定されています。今後、この改正にあわせ、地方公共団体では非正規公務員の位置づけ変更や一時金、退職金の支給にむけた条例等の改定が行われることとなります。しかしながら、改定の全貌はいまだよく見えてきません。そのようななか、8月に総務省から会計年度任用職員制度の導入に向けたマニュアルが出され、いよいよ議論が深まりそうです。

今年の大阪集会では、この改定についても大きく取り上げられ、組合からも報告を行います。ぜひ集会に参加して、地公法、地方自治法の改定についてともに学びましょう。

田辺岸代美(執行委員)

「なくそう!官製ワーキングプア第5回大阪集会」

日時: 9月23日(土・祝)
10時~16時40分
(17時15分から交流会あり)
場所: エルおおさか南館5階ホール他
参加資料代500円

分科会(10:00~12:00)
官製ワーキングプア入門編
今回は改定された地方公務員法、地方自治法を中心に解説します。
労働基本権問題
改正法により労働組合解散問題が浮上、ILO提訴などの事例を取り上げます。
闘いの報告と交流
雇止め、労働契約法20条訴訟など原告の報告を中心にいきます。
韓国に学ぶ
ソウル市と新政権の画期的な労働政策の詳細を報告します。

全体会(13:00~16:40)
リレートーク「たたかいの現場から」
「地公法・地方自治法改正と総務省通知・マニュアル」(上林陽治)
パネルディスカッション「これからの非正規公務員」
(竹信三恵子、増田京子箕面市議、公務労働者(特別職・一般職)、弁護士)
ソウル市調査報告「進む正規職化、激動する韓国に学ぶ」
(妹尾知則龍谷大非常勤講師)
総括コメント(森岡孝二関大名誉教授)

交流会(17:15~19:30) 会費3,000円(当日申込み可)



違ったままで一緒に生きよう!

10月7日(土) レインボーフェスタ2017
多様な性のありかたを知り、ありのままを肯定し、人々がつながる場・レインボーフェスタ2017のパレードに、今年も教育合同は参加します。

日時: 10月7日(土) 開演11:00~
場所: 大阪市扇町公園
パレード: 出発時間12時半~13時半
*パレードの出発時間は変動する可能性があります。組合員のみなさんは12時半には、扇町公園にお集まりください。多くの参加を期待しています!



当面の日程

- 9月17日(日) 14時~ エル大阪南734 高作正博講演会「安倍の改憲策動と『教育勅語』教育は何をもたらすか?」
- 9月20日(水) 10時~ 大阪地裁809号法廷「君が代」不起立戒告処分取消訴訟証人尋問(午後には組合員の証人尋問)
- 9月21日(木) 12時~ 大阪府庁前 森友問題街宣 **結果を!**
- 9月23日(土・祝) 10時~ エルおおさか南館5階ホール 『なくそう!官製ワーキングプア第5回大阪集会』
- 9月30日(土) 11時 大阪空港北ターミナル JAL大阪支援共闘宣伝行動
- 10月2日(月) 15時~ 府労委 大阪観光大証人尋問(主尋問)
- *傍聴支援をお願いします!**
- 10月7日(土) 11時~16時 扇町公園 レインボーフェスタ2017

EWAセミナー2017 沖縄スタディツアー 沖縄の闘いに学び 沖縄の人々とともに



チビチリガマの入口にある再建された『世代を結ぶ平和の像』の前で

9月12日、沖縄県読谷村にあるチビチリガマが、何者かによって荒らされたという衝撃的なニュースが飛び込んできました。そこは今年のEWAセミナー沖縄ツアー（7月21日～24日）で訪れた場所のひとつでした。1945年第二次世界大戦末期の沖縄戦で、肉親相互が殺し合う集団自決が行われ、83人が非業の最期を遂げた場所です。1987年にも、「世代を結ぶ平和の像」を右翼団体員が破壊する事件が起

きていますが、今回は立ち入り禁止の内部まで入り破壊しています。政権をあげての沖縄弾圧が、このような事件の発生を後押しをしているように思えてなりません。

今年のEWAセミナーは、「沖縄の闘いの現場をぜひ見てほしい」との思いから企画され、9名が参加しました。沖縄学校事務労働組合OBの大村一浩と、通訳案内士の沖本裕司さんにガイドをお願いしました。普天間飛行場が一望出来る嘉数高台、画家・丸木



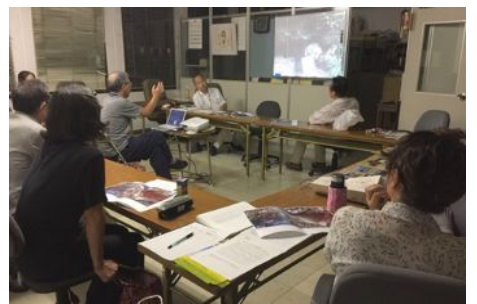
7月22日 辺野古・キャンプシュワブゲート前で行われた人間の鎖大行動に参加

位里、丸木俊の「沖縄戦の図」が展示されている佐喜眞美術館、オスプレイのヘリパッド建設が強行された高江、平和記念資料館や平和の礎、糸満市にある轟の壕を訪れました。うるま市米軍属暴行殺人事件の遺体遺棄現場にも訪れ、献花を行いました。

7月22日は、早朝からの辺野古キャンプシュワブゲート前に座り込み、午後から「人間の鎖大行動」に参加し、約

2000人の参加者と共に基地を取り囲みました。翌日の琉球新報には、「子どもたちに物事を伝えてく大人こそ、現場を見て感じ、伝えていく責任を感じている」という大椿執行委員長のコメントが掲載されました。また、海上行動を続ける辺野古ブルーのみなさんに指導を受けながら、大浦湾でカヌー体験も行き、盛りだくさんの内容でした。

9月8日には、組合内での報告会を開催しました。今後も教育合同は、沖縄の運動から学び、沖縄と連帯していきます。 増田俊道(執行委員)



文化おちこち

(184)

おちこちブックレビュー いじめのある世界で働く私たちは...



著者は随し名科いじめの政治学（『アリアドネからの糸』みずず書房、所収）という論文を

ご存知の方も多いと思いますが、本書は、現場の教員からの要請を受けて、それを子ども向けに読みやすく書きなおしたものです。副題は「いじめられた子だった精神科医の贈る言葉」です。

いじめ研究については「いじめの四層構造」など、第三者の視点から「客観的」に説明するものがありますが、著者はいじめの巧妙なしくみを被害者の側の心情に添って「孤立化」「無力化」「透明化」の三段階に分けて説明しています。

著者はその最終的な「透明化」段階では、被害者のSOSは「太平洋の真ん中の漂流者の信号がキャッチされる確率より高いとは思えません」と述べ、現在の教育現場のあり方に警鐘を鳴らしています。

また著者は、大人の世界とは違って、子どもの世界には「子ども警察」も「子ども裁判所」もなく、いじめを訴える先がない無法地帯であるとも言います。そのようななか、いじめ被害者の心情を記した本書は、SOSをキャッチする一つのアンテナとなると思います。職員室、教室に一冊必備の本かもしれません。余談...著者自身、「ここで書いてしまうと心ない政治家が悪用するのでは?とちょっと心配なほどです」と言っていますが、既に、安倍政権の沖縄への仕打ちはこのいじめのしくみそのままです（現在は「無力化」を画策中なのでしょう）。

いじめは被害者の自尊心を大きく傷つけます。そこで、いじめ被害者の自尊心の回復が何よりも大切になります。山田詠美の「風葬の教室」という短編の主人公が試みた解決策は、ネタバレになるので書きませんが、少し穏やかで



な方法ではないにせよ、をいじめ被害者の自尊心を回復させる方法の一つです。

眞

5年で無期雇用回避のため 東大・東北大 大量雇止め解雇か!?

2013年4月の改正労働契約法施行から今年で5年目を迎えました。労契法18条に基づき、2013年から数えて、契約年数が通算5年に達した労働者は、無期雇用を申し込める年です。しかし今、東大・東北大で、2018年3月末での、非正規職員大量雇止め解雇が実施されようとしています。東大は8000人、東北大では3243名の非正規職員がその対象になっています。両大学とも、労働組合が雇止め解雇の撤回を求めて交渉して

いますが、今もなお頑なな姿勢を貫いています。東大・東北大のような国立大学が、5年無期雇用のルールを無視し雇止め解雇を実施すれば、その影響は計り知れません。

早稲田大学のように、「上限5年で雇止め解雇」を撤回した大学もあります。教育合同も団交によって、大阪大谷大学の上限5年で雇止め解雇を撤回させました。

「無期雇用を申し入れたら断られた」という方は、至急教育合同に相談を！そう言われる前にこそ教育合同に相談を！早めの行動があなたの雇用を繋ぎます！

大椿裕子(執行委員長)



北朝鮮のミサイル問題は勿論由々しき事態ではある

しかし、政府発表を鵜呑みにする報道、そしてその受け手の側

も由々しき事態 安保法制の正当化、森友・加計問題から関心をそらそうとする安倍政権にとっては絶好のチャンス 未だ「大本営発表」の体質は変わらず!?